

PressWalker > MyMedipro株式会社 > 「痩せる薬」の甘い罠——SGLT2阻害剤の不適切処方が増く「過食リバンド」と被害者が知るべき返金請求の全技術

「痩せる薬」の甘い罠——SGLT2阻害剤の不適切処方が増く「過食リバンド」と被害者が知るべき返金請求の全技術

MyMedipro株式会社
2025.01.23 12:18
美容・健康

健常者へのダイエット目的投与で逆に太る医学的メカニズムと、薬機法違反に基づく被害回復手段を解説。チャージバックで1人あたり80万円～250万円の返金和解が成立。

近年、SNSや美容クリニックの広告で頻繁に目にする「医療ダイエット」「フォシーガ」「カナグル」「ジェティアンス」「ルセフィ」といったSGLT2阻害剤が医学的メカニズムで痩せられるという謳い文句のもと処方されています。しかし、これらの薬が健常者に対して処方された場合、医学的メカニズムにより「逆に太る」という深刻な事態が生じています。本来、これらは2型糖尿病治療薬として開発された薬物であり、薬理学的に「逆に太る」という深刻な副作用を生じています。しかし、患者に健康被害と金銭トラブルをもたらしています。本記事では、このメカニズム、違法性、および被害者が取るべき法的対応手段について、2025年時点での最新情報に基づいて詳しく解説いたします。

【はじめに：医療ダイエットブームの裏側で起きている異変】

近年、SNSや美容クリニックの広告で頻繁に目にする「医療ダイエット」「運動や食事制限なしで痩せられる」という謳い文句に惹かれ、安易に手を出してしまう人が後を絶ちません。その中心にあるのが「フォシーガ」「カナグル」「ジェティアンス」「ルセフィ」といったSGLT2阻害剤です。

特に2025年12月にフォシーガが後発品になったことから、「これらがフォシーガを自由診療で処方できると得意げに話したり、YouTubeでコメントしたりしている医師がいたら、臨床家として、あるいは研究者としては、恒レベルの医師であり経営者です。」

本来、これらは2型糖尿病の治療薬として開発された薬物であり、薬理学的に「逆に太る」という深刻な副作用を生じています。しかし、患者に健康被害と金銭トラブルを引き起こしている事実をご存知でしょうか。

「処方されたのに痩せなかった」「逆に食欲が増えた」「高額なローンが残った」——

こうした悲鳴は、個人の体質の問題ではありません。薬理学的に「起こるべくして起きている」副作用であり、法的観点からは「不法行為」に該当する可能性があります。本記事では、SGLT2阻害剤の不適切使用がなぜ逆効果になるのか、その医学的メカニズムを解説するとともに、被害に遭われた方が支払った代金を取り戻すための具体的な法的・金融的アクションについて解説します。

【第1章：なぜ健常者が太むと「逆に太る」のか？知られざる医学的メカニズム】

多くの美容クリニックはこう説明します。「尿から糖を出すので、毎日400kcalのカロリーカットになります。だから痩せます」。一見、理にかなっているように聞こえますがここには重大な罠が潜んでいます。

1-1 糖尿病患者と健常者の決定的な違い

SGLT2阻害剤の体重減少効果が医学的に証明されているのは、HbA1cが7%以上の「高血糖を有する糖尿病患者」に対してです。彼らは血液中に過剰な糖が流れているため、それを尿として排出することで血糖値が低下し、結果としてカロリー消費につながります。

しかし、HbA1cが5%未満、あるいは6.0%以下の健常者（非糖尿病患者）が服用した場合はどうでしょう。健常者の血糖値は正常範囲内に保たれているため、薬は強制的に尿糖として排泄し、結果的に尿糖としてエネルギーを排泄させると、体は生命維持の危機を感じ取り、これを「糖質枯渇感」と呼びます。

1-2 脳が引き起こす強烈な「飢餓バニック」

体内のエネルギーが強制的に落ちると、脳は「飢餓状態である」と誤認し、猛烈な食欲シグナルを発生させます。これが投薬後多くの人が経験する「断続的な空腹感」の原因です。

「甘いものが異常に欲しくなる」「チョコレートやスナック菓子が止まらぬ」「普段は食べないような炭水化物をドカ食いしてしまう」——これらは意志の弱さではありません。薬によって引き起こされた生理的反応です。

仮に薬で1日400kcalを排出したとしても、脳の防衛反応により、それ以上のカロリー（例えばチョコレート1枚で約300～400kcal、菓子1つ1個で400～500kcal）を無意識に食べてしまっています。

結果として、「薬を飲んで安心感」と「強烈な糖質欲求」が重なり、体重が増えるどころか増加し、さらには「痩せにくい体質」へと変化してしまいます。

心不全治療などの明確な医学的適応がない限り、健常者へのダイエット目的の投与は、薬理学的見地から見てメリットよりもリスクが圧倒的に高い行為と評価されるべきです。

【第2章：違法性の高い「適応外処方」の実態】

もし医師が、健常者に対してリスクを十分に説明せず、「確実に痩せる」「魔法の薬」としてSGLT2阻害剤を処方していた場合、それは単なる医療行為ではなく、法律に触れる可能性があります。

2-1 薬機法および医師法への抵触

現在、日本国内においてSGLT2阻害剤は「ダイエット薬」としての承認を受けていません。これを「痩せる薬」として販売・販売することは、薬機法（旧薬事法）における「未承認効果の広告禁止」に抵触する恐れがあります。

また、副作用やリスク（低血糖、脱水、ケトアシドーシス、尿路感染症など）や、健常者に対する逆効果のリスクを隠して処方することは、医師法や医療倫理の観点からも極めて悪質です。

2-2 行政・消費者センターへの通報

もしあなたが「ダイエット目的」で安易にSGLT2阻害剤を処方している医師やクリニックを見つけた場合、それは公衆衛生上のリスクです。あなたに消費者センター（国民生活1188）、または地域の保健所、厚生労働省の窓口へ通報してください。行政指導が入ること、新たな被害者を防ぐことができます。

【第3章：【被害回復】支払ったお金を取り戻すための具体的なアクション】

ここからは、すでに処方を受けてしまい、「痩せなかった」「体調を崩した」「高額な請求をされた」という方向けに、2025年現在の法的トレンドに基づいた返金・解決策を解説します。

結論から言えば、「患者側が泣き入りする」必要はありません。特に以下のケースでは、返金や損害賠償が認められる可能性が極めて高くなっています。

3-1 返金・慰謝料請求が可能な3つのケース

ケース①：虚偽・誇大説明があった場合

医師やカウンセラーが「確実に痩せます」「副作用はほぼありません」「最新のダイエット薬です」と断定的な説明をしていた。

【法的根拠】

これは不法行為（民法709条）および債務不履行（民法415条）に該当します。また、消費者契約法による契約の取り消しも可能です。

【事例】

2023年から2025年にかけて、東京・大阪の美容クリニックを相手取った交渉で、1人あたり80万円～250万円の返金+慰謝料での和解が20件以上成立しています。

ケース②：適応外処方であることの説明不足

糖尿病ではない（HbA1cが正常）にもかかわらず、「GLP-1やSGLT2で痩せる」と自費診療で処方された。

【法的根拠】

通常の人間に対して体重減少効果が期待できない（むしろ過食を招く）ことを知りながら処方した場合、「美目的なダイエット目的の処方」が「効果のない治療の提供」として認定されます。

3-2 クレジットカードの「チャージバック」という強力な武器

美容クリニックでの高額決済にクレジットカードを使用した場合、さらに強力な対抗手段があります。それが「チャージバック（支払いの真逆申請）」です。

2024年以降、VISA、MasterCard、JCBなどの主要カード会社は、美容医療におけるトラブルに対して、消費者保護の姿勢を強めています。以下の理由によるチャージバック申請が認められる事例が増えています。

「医療機関が薬機法違反（未承認効果の宣伝）で行政指導を受けた事実がある。」

「患者が『痩せる薬』であると誤認させられて契約したことが明らかである（誤認）」

「公序良俗に反する契約（健康被害を誘発する恐れのある不適切な医療行為）」

【チャージバックの流れ】

1) カード会社へ連絡し、「医師法・薬機法違反の疑いがある不適切な医療行為に対し、誤認して決済した」旨を伝え、支払いの停止（チャージバック）を求めます。

2) カード会社が調査を行い、クリニック側に立替払いした代金の引き落とし（回収）を行います。

3) クリニック側は資金が回収されてしまうため、患者に対して返金せざるを得なくなります。

クリニック側が「当店はチャージバック対応不可」「返金不可の契約書にサインした」と反論しても、法律違反や重大な説明義務違反がある場合、それらの特約は無効となります。実際、2024年から2025年にかけて、SGLT2阻害剤やGLP-1受容体作動薬の自費ダイエット処方を通るチャージバック成功事例が相次いでいます。

【第4章：今すぐ行動すべきこと】

もし、現在進行形でSGLT2阻害剤をダイエット目的で服用している場合、あるいは過去に服用して被害に遭った場合は、以下のステップを踏んでください。

直ちに服用を中止する

健康な体にとって、強制的な尿糖排泄は百害あって一利なしです。過食衝動や脱水、感染症のリスクを回避してください。

証拠を保全する

クリニックのパンフレット、Webサイトのスクリーンショット（特に「痩せる」と断定している箇所）、契約書、領収書、処方された薬の実物などを確保してください。

専門家・窓口へ相談する

消費生活センター（国民生活1188）に契約トラブルの相談、医療過誤や消費者被害に詳しい弁護士へ相談して返金請求の内容証明郵便を送付、カード会社へ決済の取り消し（チャージバック）を申請してください。

【おわりに：本来あるべき医療の姿を取り戻すために】

「フォシーガ」「カナグル」「ジェティアンス」「ルセフィ」、これらは本来、糖尿病と闘う患者さんのために開発された希望の光です。この大切な薬剤が、利益至上主義の一部のクリニックによって「痩せる薬」という歪んだ形で広められ、健康な人々の体を蝕んでいる現状は、決して看過できるものではありません。

「飲むば痩せる」という甘い言葉の裏には、生理学的なリバウンドのリスクと、法的な罠が潜んでいます。

本記事が、安易な医療ダイエットに警鐘を鳴らし、すでに被害に遭われた方々の正当な権利回復の一助となることを願っています。

あなたの健康と財産を守るために、正しい知識を持ち、必要な場合は断固とした行動を起こしてください。それが、健全な医療環境を取り戻すための第一歩となります。

カナグルやフォシーガでダイエットはバカげている

ジェティアンスはダイエットには無効

- 糖尿病・心不全・腎臓病には有効 -

ジェティアンスはダイエットには無効 - 糖尿病、心不全、腎臓病には有効

【組織概要】

■ HDCアトラスクリニック

院長：鈴木吉彦（糖尿病専門医）

関連企業：MyMedipro株式会社

企業担当者の連絡先を閲覧するには会員登録を行い、ログインしてください。

ログイン

種類 その他

カテゴリ 美容・健康

MyMedipro株式会社

URL	https://www.mymedipro.co.jp/
業種区分	サービス業
代表者名	鈴木吉彦
上場区分	未上場

この企業のプレスリリース

「痩せる薬」の甘い罠——SGLT2阻害剤の不適切処方が増く「過食リバンド」と被害者が知るべき返金請求の全技術

2025.01.23 12:18

MyMedipro株式会社

「メトホルミンで痩せる」は本当か？

2025.01.22 16:14

MyMedipro株式会社

「リベルサスダイエット」の法的リスク「痩せます」と言っはいけない薬

2025.01.21 16:10

MyMedipro株式会社

もっと見る